

大牟田市議会基本条例制定から10年目の総括

1. 経緯

本市の議会改革の基本方針を示した「大牟田市議会基本条例」は、平成23年2月に施行し、令和2年度で10年という節目を迎えました。

「大牟田市議会基本条例」の制定にあたっては、市民アンケート、市内各種団体や市民との意見交換会、先進地視察などを実施して、「議会改革特別委員会」を中心に議論を進めて制定に至りました。

「大牟田市議会基本条例」施行後は、議会改革の目的とする豊かなまちづくり向け邁進しているところです。

そうした中、毎年の検証は行っていますが、これまでの議会改革の取組について実績や成果が出ている事項の確認や、課題を含めた今後の方向性について、議会運営委員会を中心に論議・検証し、大牟田市議会としての10年目の節目の総括を行ったものです。

2. 実績・成果と今後の方向性

これまでの議会改革10年の実績・成果と課題を含めた今後の方向性について、以下の通り、「大牟田市議会基本条例」の章立てごとに検証いたしました。

○1章 総則

第1条（目的）

➤ 実績・成果

これまで、二元代表制のもと、行政監視機能や政策形成機能を高め、市民の多様な声の市政への反映など、議会機能の充実、強化を図って参りました。

具体的には、2章から7章に記載のように新型コロナウイルス感染症対策や災害対応も含め、柔軟かつ確実な取組を行っており、「大牟田市議会基本条例」の目的である「豊かなまちづくり」へ前進していると考えます。

➤ 今後の方向性

条例制定後10年間に、議会の活動状況等の「見える化」をはじめ、様々な取組を実行して参りましたが、今後もさらに社会情勢の変化に応じた取組が求

められます。

新型コロナウイルス感染症への対応や令和2年7月豪雨からの復旧・復興など、これからも市民が求める声を着実に捉え、市政への反映につなげていくことが一層重要になります。

○2章 議会及び議員の活動原則等

第2条（議会の活動原則）、第3条（議会活動サイクル）、第4条（議員の活動原則）、第5条（会派）、第6条（政務活動費）

➤ 実績・成果

この章は、議会及び議員が活動を行うに当たって、基本とすべき原則を定めています。

・第2条の「議会の活動原則」、第4条の「議員の活動原則」については、議会並びに議員として議会基本条例制定以前から心掛けていたものですが、条文として明記することで、公正性及び透明性の確保、市民に開かれた議会運営など、議会及び議員活動における原則が一層明確になり、様々な局面における活動原則として根付いています。

また、産前・産後の欠席期間の設定や疾病・介護等を理由とする欠席の届出の規定を明文化する会議規則の改正を令和3年3月に行いました。全国の自治体で議員の成り手不足が問題となる中、こうした規定等の改正を地道に行っていくことが、多様な人材の市議会への参画促進につながるものと考えます。

・第3条の「議会活動サイクル」については、「議会報告会」などで市民意見を聴取して、その市民意見をもとに議会としての合意形成を行い、市長に対し、次年度の予算計上や事業実施、あるいは事業の精査等を要望しています。

具体的には、毎年10月に開催していた「決算特別委員会」を、9月定例会の開会中に前倒しして開催するようにしました。

この理由は、8月の「議会報告会」にて市民意見を聴取して、その市民意見をもとに「決算特別委員会」で市当局に質問や要望等を行い、起草委員会で議会全体としての合意形成を行うためです。

合意形成された内容については、市長に対し、次年度の予算計上や事業実施、あるいは事業の精査等を要望しています。

また、「予算特別委員会」では、「決算特別委員会」等で合意形成された内容

がどう新年度予算に反映されているかを論議するとともに、その他の新年度の事業についても、議論を経て合意形成に努め、特に議会として重要視している事柄を明確にした要望（委員長報告）を行っています。

一例ですが、「小・中・特別支援学校普通教室へのエアコン設置」、「防犯灯のLED化推進の予算増額」、「コールセンター設置の見送り」などが実現されており、本市議会の大きな実績に結び付いていると考えます。

・第4条の「議員の活動原則」にある合意形成の具体例としては平成30年度「予算特別委員会」において、4会派と無所属議員3名による合意形成のもと、庁舎整備に関する予算について、十分な市民理解が得られているとは言えないことなどから事業の推進を了承しがたいとし、予算を修正、可決しました。（関係条例案も否決）

この庁舎整備については、令和元年度の「総務委員会」においても、全委員による合意形成のもと、「庁舎整備についての調査研究事項等に関する申し入れ」を行うなど、当該事項に関する議論を一層深めてきました。

そのほか、平成29年度の「総務委員会」においても、全委員による合意形成のもと、「行政評価の改善に関する申し入れ」を行い、議会に提出される資料の見直しなどが行われています。

また、議員は常に自己研さんに努め、市民福祉の向上を目指し、活動することが定められていることから、一例として委員会や会派等で行った視察については報告書を作成・公開し、視察で得た知見をもとに質問や政策提言につなげています。

・第5条の「会派」については、理念を共有する3人以上の議員で構成しており、議会における重要な組織体となっています。

今回の議会改革のキーワードが「議会としての合意形成」であり、理念を共有する議員の会派内での議論が議会全体の合意形成への第一歩となるケースが多く見受けられ、「議会活動サイクル」が円滑に機能できている理由の一つになっています。

・第6条の「政務活動費」については、早くから「政務活動費の運用指針」を定め、適正使用に努めています。

この「政務活動費の運用指針」については、社会状況の変化等を見据えながら、適宜見直しを行い、収支報告書については、毎年公表することを条文に明記しています。

当初は、収支報告書のみをホームページに掲載していましたが、更なる透

明性の向上のため、平成29年度分からは領収書自体をホームページに掲載しています。

こうした姿勢は、議会及び議員の活動原則にも合致しているものと考えます。

➤ 今後の方向性

これからも、議会及び議員の活動原則に沿った取組を継続する必要があります。

特に、行政のマネジメントサイクルを念頭に置いた議会活動サイクルの確立は、本市議会が重点事項として取り組むべきと考えます。

一方で、大雨や地震などの自然災害や未知の疫病の流行など、想定できなかった事態が発生しており、こうした中で、どう議会・議員活動を継続していくのが課題となっています。

全会派一致した方向性としては、議会BCP計画などを定めている先進議会の取組などを参考に、本市議会でも具体的な検討が必要とされています。

また、政務活動費については、今後も透明性を担保した取組の継続とともに、より一層有効な活用の検討も必要と考えます。

○3章 会議運営の原則

第7条（本会議）、第8条（委員会）、第9条（政策等調整委員会）、第10条（全員協議会）、第11条（会議の公開）

➤ 実績・成果

この章は、議員として公式な活動の場である「本会議」や「委員会」などの会議運営のあり方を定めた章です。

・第7条の「本会議」については、市民にとって分かりやすいよう、議場での質問者席の独立化、一問一答制の導入、議会中継の映像に発言者の議員名や会派を表示（テロップの挿入）させるなどの議場の放送設備の更新、インターネット映像配信では令和元年度よりスマートフォンやタブレット等でも視聴できるようにするなど、様々な取組を行っています。

また、本会議での議決の結果については、議員ごとに賛成か否かを公表しており、修正可決の場合や議員発議の議案などは、その修正や提案の理由等を議会だよりなどに公表して説明責任を果たしているところです。

特にコロナ禍での本会議運営としては、答弁に関係する理事者のみの出席に絞るとともに、質疑質問時間の目安の設定など、3密を避ける感染予防の工夫も行ったところです。

・第8条の「委員会」については、委員会資料の事前熟読により委員の審査能力の向上に努めており、委員相互間の論議も行って、合意形成に努めています。

平成21年度に設置した「議会改革特別委員会」については、議会基本条例の制定、議会報告会の実施、議会研修会の開催、議員定数の検討や政策提案に向けた合意形成などの取り組みを行い、所期の目的を一定程度達成し、成果を収めたことから、平成29年5月に発展的解消をしました。

平成29年5月以降は、議会改革・活性化の機能を「議会運営委員会」に、広報広聴の機能を「広報広聴委員会」へ移行し、取り組みを進めていくこととしました。

また、「まちづくり・活性化特別委員会」を平成27年度に設置し、これまで議会として、第5次総合計画の策定段階から第6次総合計画の策定後までの約6年間、計画や予算への反映を意識しながら全委員の合意形成のもと意見・要望を行い、市長の回答を求めました。また、各種団体や所管部局との意見交換会や委員間討議にも積極的に取り組んできました。なお、「議会活動サイクル」も踏まえた活動となるよう意見・要望の時期などにも意を払ったところで

す。

これらの取組を継続して行ってきた中で、本市のまちづくり及び活性化に期すという委員会の所期の目的は果たしたとの考えから、同委員会の活動等は、令和3年には常任委員会等に引き継ぐことになりました。

さらには、「決算特別委員会」と「予算特別委員会」では、起草委員会の場で議会としての合意形成を図ることが定着しています。【再掲：第3条参照】

特に、コロナ禍での委員会運営として、「決算特別委員会」と「予算特別委員会」では、市当局説明文の事前配布と質問項目の事前提出を試行した結果、審査時間の短縮が図られるとともに、的を射た簡潔・明瞭な質疑応答にもつながるなどの効果も見られたところです。

・第9条の「政策等調整委員会」については、最近は主に2月議会冒頭に開催し、新年度予算に議会として合意形成し、市長へ提案した議会意見が反映されているかなどについて協議しています。

複数の委員会の所管に関わる政策等や、特定の重要課題に的を絞った論議を横断的に行う場であり、論点整理と議会内の意見調整の役割を果たしています。

・第10条の「全員協議会」については、総合計画や庁舎整備など、市全体に関わる案件についての協議の場として定着しています。資料は事前配布がなされ、開催日まで熟読を行うとともに、会派内での事前の論議も行いながら、理

解を深めています。

・第11条の「会議の公開」については、会議は原則公開としており、本会議や委員会などの開催日時については、必ずホームページに掲載し、市民傍聴が進むよう取り組んでいます。

また、市民に開かれた議会の観点から、傍聴者には委員会資料等の閲覧ができるようにしています。

ホームページについては、スピード感を持って議会情報を公開するとともに、令和2年度からは、毎月の議会活動などを記した議会月報、定例会ごとの議案を公開しています。【再掲：第14条参照】

➤ 今後の方向性

ここで定められた会議運営の原則については、多くの項目が定着しており、市民にとってもわかりやすい議会運営になっているものと考えます。

よって、今後もこの章に定められた内容を継続して取り組むべきと考えます。

なお、試行したコロナ禍での本会議や委員会の運営については、閉会後に全議員及び市当局理事者にアンケートを実施したところ、質問の事前提出や説明資料の事前配布による審査当日の説明簡略化などの継続を求める声もあったことから、コロナ収束後の運営についても検討する必要があります。

さらには、オンライン会議の開催やタブレット端末の利用など、一部の議会で導入が進んでいる事例があります。また、新たな感染症の発生や自然災害への対応策としてもICTの利活用についての検討が必要と考えます。

○4章 市民との関係

第12条（市民の意見の聴取）、第13条（請願者及び陳情者の意見の聴取）、第14条（広報広聴活動）

➤ 実績・成果

この章では、第2章で定められた「市民に開かれた議会」、「市民意見の反映」といった活動原則を具現化する取組を規定している部分でもあります。

・第12条の「市民の意見の聴取」については、具体的な取組が「議会報告会」であり、議会基本条例の目玉の一つとして毎年実施している実績があります。

「議会報告会」については、「愛情ねっと」による情報発信、各小学校区の住民組織や小・中学生を通じた保護者へのチラシの配布、コミュニティFMラ

ジオ「FMたんと」による周知、市庁舎内の広告モニターへの情報掲示などを行うことで参加者を増やし、様々な世代の市民からの市民意見の聴取に取り組んできました。

また、「議会報告会」で出された市民意見については、決算特別委員会などで論議し、重要な事案には合意形成を図り、市長に対しその実現を議会の総意として要望するなど、第2章で述べた「議会活動サイクル」の要となっています。

・第13条の「請願者及び陳情者の意見の聴取」については、請願等調整委員会や所管委員会の場で、請願者や陳情者の意見聴取を実施しています。

これは、市民意見を正確に把握し趣旨を丁寧に聞き取ることを主目的としたものですが、市民と議会との距離感が縮まり、市民にとって議会が身近なものと感じてもらえる効果もあると考えます。

・第14条の「広報広聴活動」は、議会だよりやホームページを積極的に活用しています。

具体的には、議会だより（昭和42年10月創刊）は平成27年5月よりオールカラー化しており、読みやすいレイアウトに心がけ、大牟田自慢などのコーナーを設けるなどして、手にとって読んでもらえる編集に努めています。令和元年11月発行分以降は、議会質問のページにQRコードを表示し、インターネット映像配信との連携も行いました。

また、ホームページについては、スピード感を持って議会情報を公開するとともに、新たな議会情報のホームページへの掲載も進め、令和2年度からは、毎月の議会活動などを記した議会月報、定例会ごとの議案を公開しています。

【再掲：第11条参照】

さらに、ラジオの「FMたんと」にも議員自ら出演し、議会報告会への参加や本会議への傍聴の呼びかけも行っているところです。

➤ 今後の方向性

第12条の「議会報告会」も第13条の「請願者等からの意見聴取」など、各項目とも着実に実行しており、今後もこれまで通り継続すべきものと考えます。

「議会報告会」は本市議会の大きな取組として定着していますが、一層の飛躍には、参加人数の増とともに、参加世代のバランスなども考慮する必要があります。

また、「議会報告会」の開催形式（テーマを決めて、8月に地区公民館等で参

加希望の市民対象)は、一定確立しています。令和2年度は、コロナ禍という状況もあり、「校区まちづくり協議会」並びに「校区連絡連協議会」代表者等との「議会報告会」を実施しました。それらも踏まえ、参加人数の増や幅広い年齢層の参加を促す面からも開催手法については、今後の議会報告会の試金石になるものと考えます。

そのほか、各常任委員会の課題に関係する団体、若者・保護者等との意見交換的な議会報告会の開催等や、議会だよりの一層の充実のために市民意見を聞くことなどが考えられます。現在、広報広聴委員会で具体的な検討をしているところです。

なお、議員のSNSを使った情報発信については、全会派一致した方向性として、一定の基準が必要との声も多くあったことから、申し合わせ事項を作成しました。

○5章 市長等との関係

第15条(資料の請求)、第16条(議決事件の追加)、

➤ 実績・成果

この章は主に、議会側が市の最上位計画である総合計画(まちづくり総合プラン)の進捗を的確に監視するために、必要な資料等の提出を求めていたものです。

・第15条の「資料の請求」については、市当局からは、資料を請求するまでもなく、総合計画(まちづくり総合プラン)の実施計画である「アクションプログラム」や「財政計画」、「評価・検証シート」が提出されており、その他にも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「人口ビジョン」、「公共施設の利活用に関する方針」など重要な施策に関する資料が適宜提出されています。

・第16条の「議決事件の追加」については、地方自治法96条第2項により、予算案や条例案等以外でも、議会の判断が必要と思われるものは議会が議決事項に追加できるため、市の最上位計画である総合計画を平成22年に議決事件に追加しました。

なおその後、別途、平成26年に総合計画条例が提案・制定されたため、現在は地方自治法96条第2項に定める議決事件としては追加しておらず、この総合計画条例で議会の議決を経て定めるようになっています。

➤ 今後の方向性

現状で課題はないと考えますが、議会側として資料等に不足はないか常に意識する必要があります。

なお、議決事件の追加については、必要に応じて適宜検討する必要がありますが、現時点で新たに追加すべきものは特段ないものと考えています。

○6章 議会の体制整備

第17条（議会研修会）、第18条（議会事務局）、第19条（議会図書室）

➤ 実績・成果

この章は、議会活動や議員活動を支援するための体制について記載されたものです。

・第17条の「議会研修会」については、議会基本条例施行後、毎年開催しており、テーマは「まちづくりに関すること」や「議会改革に関すること」を基本としながらも、その時々に適した研修内容を選定するなどして、議員の能力向上に努めています。

また、「議会研修会」は市当局及び市民にも聴講可能としており、開かれた議会という位置づけにも合致しています。

・第18条の「議会事務局」については、担当書記を計画的に研修に派遣するなどして、資質向上に努めています。

・第19条の「議会図書室」については、平成23年度に控室を議員多目的室とした際にも、室内に図書コーナーの設置などを行ってきましたが、より一層使い勝手が向上するよう令和元年度に北別館3階に移動しました。さらにはネット環境にあるパソコンも併せて設置して利便性の向上を図りました。

➤ 今後の方向性

「議会研修会」は、3密の状態で開催される場合が多く、新型コロナウイルス感染症対策の面からの検討が必要です。コロナ禍のため再延期した令和3年4月の議会研修会は、会場を議場とするなどの手法を取り入れていたことから、その運営方法などは今後の参考になるものと考えます。

また、「議会図書室」の蔵書は予算の関係があり、増やすことが難しい状況です。例えば会派が政務活動費で購入した書籍を図書室に寄託する事などが対応

策として考えられます。

○7章 政治倫理、議員定数及び議員報酬

第20条（政治倫理）、第21条（議員定数）、第22条（議員報酬）

➤ 実績・成果

この章は、主に市議会議員としての品位や身分などについて記載されたものです。

・第20条の「政治倫理」については、改選後の初顔合わせなどの節目を捉え、全議員へ政治倫理条例の周知を図るとともに、初当選の議員には政治倫理や公職選挙法に関する研修会を実施しています。

・第21条の「議員定数」については、平成23年に2名減、平成27年に1名減、平成31年に1名減の実施をし、現在では24名となっています。

・第22条の「議員報酬」については、平成29年度から報酬等審議会の答申を踏まえ、報酬基準額の減額を実施しました。

また、財政健全化などの理由により平成23年度は議員報酬の3%、平成25年度は8%を議員報酬の減額を実施しました。

令和2年度では6月議会で5月から12月までの8か月間は、議員報酬の10%を減額し、生じた財源を新型コロナウイルス感染症対策に活用するよう行動しました。予算化していた議会視察旅費等も返上することとし、同年度の9月定例会で減額補正をしました。

さらには、平成30年9月議会で本会議等を長期欠席（公務上の災害を除き病気などの理由による）した議員報酬については、支給しないことなどを定めた特例条例を議員自ら率先して制定しました。

➤ 今後の方向性

「政治倫理」、「議員定数」及び「議員報酬」はどれもとつても、その時々々の社会情勢や市民感情に左右される要素があるため、議会として常に情報収集等に努めなければなりません。

また、議員の身分に関係する内容であり、これまで議員としては定数減や報酬カットなど痛みを伴う実績も残しています。

この章に規定されている事項は、議会及び議員活動の基盤となるものであり、これからも不断の努力を行うことを肝に銘じて議会及び議員の活動に邁進すべきものです。

なお、産前・産後の欠席期間の設定や疾病・介護等を理由とする欠席の届出に関する会議規則の改正に伴う報酬の取扱いについては、他市の動向などを見据えながら、今後検討していくことにしています。

○ 8 章 最高規範性と他の条例との関係及び見直し手続等

第 2 3 条（最高規範性と他の条例との関係及び見直し手続等）

この章は、議会基本条例が最高規範であり、他の条例との整合性を図ることや必要な場合は条例を改正すべきことなどを定めたものです。

この章の実績や評価などは下記の「3. 総括」と重複する内容となりますので、ここでの記載は割愛します。

3. 総括

大牟田市議会基本条例に基づきこれまで議員定数や議員報酬の削減、委員会運営の効率化・機能の強化、情報公開の推進、透明性の確保などの議会改革に取り組み、毎年の取り組み結果も検証し改善すべき点は改善を図りながら上記に記載の通り着実に前進しているものと考えます。また、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症や 7 月豪雨災害など、これまでになかった対応・対策も求められる中、新たな取組も行いました。

議会基本条例の制定に向け、平成 2 1 年度に設置した議会改革特別委員会では、議会改革の要の一つである議会報告会の実施や議会研修会の開催、政策提案に向けた合意形成などの取組を行い、所期の目的を一定程度達成したことから発展的に解消し、平成 2 9 年度から議会改革・活性化機能を議会運営委員会に、広報広聴機能を新たに設置した広報広聴委員会に移行することにより、各委員会で継続して取り組んでいます。

特に、令和 2 年度は先に述べた新型コロナウイルス感染症や 7 月豪雨災害に対応した取組が求められ、毎年実施して市民の声を聴取し政策提案に生かしている議会報告会についてはコロナ禍ではありましたが、新型コロナウイルス感染症対策や災害からの復旧・復興について市民の声を直接聴取し、議会として情報共有することが重要との考えから、形式を変えて実施しました。これらも

踏まえ、議会報告会の在り方、充実については今後も広報広聴委員会を中心に検討されるものと考えます。

また、決算特別委員会および予算特別委員会ではコロナ禍の対応として取り組んだ「市当局説明資料の事前配布」や「質問項目の事前通知」などについては効率的な審査時間の短縮や的を射た簡潔明瞭な質疑質問につながるなどの効果も見られたことから、今後の委員会運営の参考になるものと考えます。

条例に関しては、平成30年度に本議会等を長期欠席した場合（公務上の災害等を除く）、議員報酬については支給しないと定める特例条例を制定したほか、令和2年度には産前産後期間への配慮に加え、欠席理由に公務、疾病、育児、看護等を明記した会議規則の改正を行い、多様な人材の市議会への参画促進へつながるよう努めました。なお、この会議規則改正に伴う報酬の取り扱いについては今後の検討課題としています。

議会としての合意形成については、議会活動サイクルを円滑に機能させ、新年度予算等に反映することが出来るよう取り組み、小・中・特別支援学校普通教室へのエアコン設置やコールセンター設置の見送り、庁舎整備に関する予算の修正可決など、大きな実績に結びついています。

今回、議会基本条例制定10年の検証を行った結果としては、現時点では条例改正などは必要ないものと判断しますが、これまでの成果や実績、課題も踏まえつつ、今後も社会情勢の変化や市民が求めるまちづくりに注視しながら、引き続き議会改革の目的である「豊かなまちづくり」に向け、着実に邁進してまいります。